

「医療観察法」とは

「医療観察法」の正式名称は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」です。平成15年7月に成立し、平成17年7月に施行されました。

この法律は、心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った方を対象として、社会復帰を継続的に支援・促進することを目的としています。

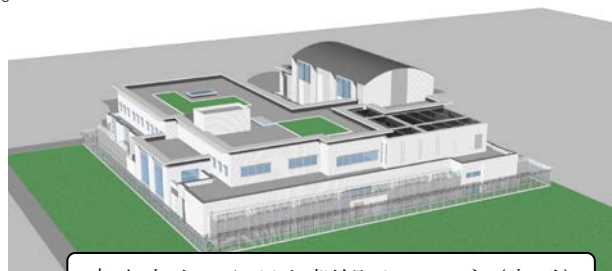
医療観察法では、①入院や通院、退院などを適切に決定する手続き、②手厚い専門的な医療の提供、③地域社会における必要な医療やケアを提供する仕組み、などについて定めています。

医療観察法病棟とは

医療観察法に基づき、入院医療の提供を行う専門病棟です。

都立松沢病院の医療観察法病棟は、国のガイドラインなどに基づき、患者さんの療養環境や安全対策に配慮しています。

- 鉄筋コンクリート造 地上2階建て
- 病床数33床（予備3床を含む。）
- 延床面積 約2,726㎡



南東方向から見た概観イメージ（鳥瞰）

入院の決定について

医療観察法病棟に入院する方は、不起訴処分、無罪などの確定判決を受けた後に、検察官の申立てにより、裁判官と精神科医の合議による審判の結果、治療により社会復帰可能であると判断された場合に、裁判所が入院を決定します。

医療観察法病棟における医療について

医療観察法病棟では、一般の精神科医療の2～3倍程度で配置された多職種からなるスタッフにより、患者さん一人ひとりの症状に応じた手厚い専門的な医療を提供します。

医療観察法病棟の療養環境について

病棟施設は、患者さんの早期社会復帰に向け、専門的な医療の提供とともに、療養環境やプライバシーに十分配慮したものとなっています。

- ◆ 病床は全て個室（1室10㎡以上、最大16㎡程度）
- ◆ 診療部門では、手厚い医療を提供するため、処置室、診察室、作業療法室、精神療法室などを設置
- ◆ 共用部分では、食堂、デイルーム、屋内スポーツ室、面会室、電話コーナー、屋上庭園を設置